

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故等の第三者の行為によって、けがや病気になったときは？～

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

## ■第三者の行為とは？

- ・交通事故
- ・購入食品や飲食店等での食中毒
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・暴力行為 など

## ◆必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

## ◆警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届け出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

## ◆市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届け出をすることが義務付けられていますので、必ず役場窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

### 【申請に必要なもの】

- 第三者行為による被害届（市区町村の窓口にあります。）
  - 印鑑
  - 被保険者証
  - 事故証明書（後日でも可）など
- ※詳しくは市区町村の窓口へご確認ください。

## ■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話：011-290-5601

役場住民生活課

税務保険グループ

電話：5-1115

告知端末機：5-8812

## 診療所だより

診療所長：田川 豊秋



### 備えあっても憂いあり？

北海道胆振東部地震の発生から約1か月。道内で震度7を記録するのは初めてで、震源地に近い地域では痛ましい被害が発生し、200km以上離れた幌延でもインフラの途絶により生活に支障をきたしました。特に停電は、搾乳や乳加工ができなくなることによって基幹産業の酪農に大きな影響が出ましたし、一般家庭でも大変お困りになったと思います。当診療所では患者様の生命を守る最低限の機能を維持する非常用電源は確保されていましたが、電話の不通や電子カルテシステムの障害のため臨時休診を余儀なくされました。災害医療の場数だけは踏んできたつもりなのですが、まだまだ反省すべき点が顕在した形です。

皆様のご家庭ではどうだったのでしょうか？ 停電に備えた照明や調理器具、食料等は確保されていましたが、阪神淡路から東日本へと震災が断続的に発生する中で、以前よりは防災に対する意識は高まり、備品等も揃えておられる方も多いと思います。でも「いざ！」といった時にそれらを使いこなす、生活を維持することは本当にできますか？ 「宗谷地方には危険度の高い活断層はないから」と安心はできません。今回の地震も「未知の断層帯」で発生したと考えられており（そうでなければ北海道電力もわざわざ最大の発電所を厚真に造らないでしょう…）北海道内どこでも同様の地震が発生する可能性があることは、専門家からも警告されています。備えあれば憂いなしではなく、備えてなお憂って更なる準備を怠らないようにしなければなりません。

今回は医療から離れた内容になってしまいつつありますが（やや強引に話を進めます）、来るべき冬が例年通りとは限りません。昨冬以上の豪雪となるかも知れず、また新興感染症の流行があるかも知れません。10月中にしっかりと長い冬の健康維持に備えた生活習慣を考えていきましょう。